

令和7年度第1回名寄市地域公共交通活性化協議会てん末

日 時：令和7年6月17日（火）

10時～10時40分

場 所：文化センター2階視聴覚研修室

1 開 会

2 委嘱状交付

→委員を代表し天野委員へ交付

3 副市長挨拶

4 会長、副会長の選出、専門部会の設置について

→会長を副市長、副会長を天野委員を選出

市内交通利用者代表の専門部会を設置し、部会長に藤田委員を選出

中多寄線の運賃改定を協議する専門部会を設置し、部会長に副市長を選出

5 報告事項

（1）コミュニティバス、日進ピヤシリ線減便後の状況について

→事務局より説明（資料1）

6 協議事項

（1）中多寄線（士別軌道）の運賃改定について

→事務局より説明（資料2）

→（委員）士別市内の他路線も同様に運賃改定の予定か

（事務局）士別軌道より他路線も同様に運賃改定の予定と聞いている

→（委員）運賃改定後も日向温泉での乗降については運賃無料となるのか

（事務局）運賃無料分は士別市が日向温泉の利用促進事業として実施しているものである。士別市の判断となるため状況を確認していく。

（2）名寄市地域公共交通計画別紙（フィーダー系統）の策定について

→事務局より説明（資料3）

→（委員）目標値達成のためにどのような取り組みを行うか。

（事務局）乗降場所の見直し、交通結節点へのリーフレット等の設置、高齢者・免許返納者向けにモビリティ・マネジメントを実施する。

（委員）利用者増加の目標達成に向けては、新規利用者の獲得が必要となる。免許返納者へのインセンティブをつけた取組みなどの実施が必要ではないか。

（会長）免許返納者向けには、市で既に実施している取組もあるため、調整が必要となる。

7 その他の事項

8 閉 会

コミュニティバス、日進ピヤシリ線減便の状況について

1. コミュニティバス

【令和7年3月まで】

西東まわり 1便、東西まわり 10便



名士バスから運転手不足による要望書提出

朝3便減便

- ・西東まわり 1便（名寄駅 7:10 発）
R6 利用実績：9.3人（年平均）
- ・東西まわり 2便（名寄駅①7:05 発、②8:20 発）
R6 利用実績：①10.2人 ②10.5人（年平均）

【令和7年4月から】

東西まわり 8便

【減便後の状況】

名士バス：4月に数件問い合わせあり

名寄市：4月に数件問い合わせあり、他の公共交通機関（徳田線、のるーと）を案内

2. 日進ピヤシリ線

【令和7年3月まで】

5便（夏・冬ダイヤあり）

R6 利用実績 4月 932名（3.1名／便）、5月 814名（2.6名／便）



・協議会でのスリム化・減便の方向性

・名士バスの運転手不足

振興公社と3者で検討（温泉やスキー場利用の影響など）

【令和7年4月から】

3便（夏・冬共通ダイヤ）

R7 利用実績 5月 648名（3.6名／便）、5月 655名（3.5名／便）

【減便後の状況】

名士バス：数件問い合わせあり

名寄市：問い合わせなし

振興公社：一部温泉の常連客より帰り時間の待ち時間が長くなったとの声あり

バス利用客が少ない時期であり、現時点での影響はなし

冬のスキー場ナイターについても、以前からバス利用者がほとんどいなかっため影響なしと考えるが、引き続き状況を確認する

士別軌道(株)運行の「中多寄線」の運賃改定に係る専門部会の設置について

1 専門部会設置の趣旨

- (1) 士別軌道(株)が運行する路線バスについて、近年の物価高騰や乗客数の減少により経営が悪化しており、運行を維持することが困難となっていることから、別紙のとおり、令和7（2025）年10月1日から路線バスの運賃の引上げに係る要望があった。
- (2) 運賃については協議運賃として設定することから、道路運送法（以下「法」という。）第9条第4項に基づく協議会を設置し協議を整える必要があるため、本協議会設置要綱第6条に基づく専門部会を設置する。

2 専門部会の委員

法第9条第4項に基づき、委員を次のとおりとする。

区分	委員
法第9条第4項第1号 当該路線等をその区域に含む市町村	名寄市から選出
法第9条第4項第2号 当該運賃を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者	士別軌道(株)から選出
法第9条第4項第3号 当該路線等を管轄する地方運輸局長	北海道運輸局旭川運輸支局から選出
法第9条第4項第4号 第1号に規定する市町村の長が関係住民の意見を代表するものとして指名する者	風連地区から選出

3 専門部会の運営

- (1) 本専門部会の会長は名寄市から選出した構成員とする。
- (2) 本専門部会は会長が招集し、会議の議長とする。
- (3) その他決議の方法等の運営については、本協議会設置要綱に準ずる。

4 今後のスケジュール

- 7月14日（月） 市民や利用者等の意見を反映させるための公聴会を開催
- 8月中旬 本専門部会を開催し、運賃決定の協議
- 8月下旬 士別軌道(株)へ協議が整ったことを証する書面を提出
- 10月1日 運賃改定の実施

士 軌 総 発
令和 7 年 5 月 19 日

名寄市長 加藤 剛士 様

士別軌道株式会社
代表取締役 井口 裕史
0165-23-2723

弊社乗合バス路線の運賃改定に係る要望について

日頃、弊社に対し手厚いご支援をいただきまして、心よりお礼申し上げます。
さて、現在、士別市総務部企画課と路線バスの運賃改定について本年 10 月を目処に協議を進めております。

弊社は、消費税率改定を除き、平成 1 年を最後に乗合路線の運賃改定申請を行っておらず、初乗り運賃が 110 円（税込）と大変低い状態のまま営業運行を行ってまいりました。当時は、人口もそれなりにあり朝日町などからの通学生も多くいたこと、敬老バスも無料であったことから、貸切運行の利益や運行補助金等で収支を穴埋めできておりました。

しかしながら、地域人口の減少や少子高齢化が急激に進んでおり、また、近年のコストプラス型インフレにより、路線の廃止、減便による収支改善も効果が薄く、路線の維持が困難な状況になってきております。

国に対する運賃改定は、届出運賃（上限運賃）による改定と、多くはありませんが地域公共交通活性化協議会（運賃協議会）による「協議運賃」による改定があります。弊社として、10～20%の引上げ改定では現状の運賃収入からみて効果が薄いため、士別市と協議の上「協議運賃」による申請を選択致しました。弊社としては、最大 50% の引上げを目処としております。

つきましては、貴市からの補助をいただいている中多寄線（日向経由）も運賃改定の対象となるため、士別市同様に「運賃協議会」の設置が必要となりますので、士別市と連携のうえご対応願いたく要望申し上げます。

なお、士別市の対応については別添「士別市地域公共交通活性化協議会 幹事会の設置について（ご担当：総務部企画課 主任主事 竹下 祐輔 様）」をご参照お願い申し上げます。

以 上

令和7年6月 日

(名称) 名寄市地域公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

(1) クルマを持たない市民でも移動可能な交通システムの確保

名寄市では、クルマを所有していない市民も数多く存在しているため、誰もが移動可能な「地域の交通手段」が必要となっており、特にクルマを持たない市民の割合としては、学生や高齢者の割合が多く、クルマを持たない市民でも「買い物」や「通院」、交通結節点へのアクセス等に困らない交通手段を確保する事が求められている。

(2) 地域の特性に応じた交通システムの確保

フィーダー系統確保維持計画を策定する下多寄線、御料線沿線は、住居が低密度に広く分散しているため、公共交通機関を利用できない、利用しづらい交通空白地域が存在している。地域内には高齢者が居住していることが多く、福祉的な側面からも公共的な交通システムを確保することが求められている。

一方、市街地では利用頻度の高いスーパーマーケットや病院、公共施設等を結ぶ運行形態が求められている。

また、平成23年11月より運行している下多寄線デマンドバス線や、平成30年10月より運行している名寄地区と風連日進地区を結ぶ風連御料線の一部デマンドバス化により、地域内に所在するJR名寄駅、風連駅と交通空白地帯の居住地を結節する事により、市外とのアクセス向上を図ることで交通ネットワーク形成を行い、「通院」、「通学」等市街地との連絡に必要な交通手段の確保としても、継続した運行を行う必要がある。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

①下多寄線デマンドバス

- ・利用者人数を130人／月とする。(令和6補助年度実績：114人／月)
- ・利用者満足度を100%とする。(令和6補助年度実績：100%)

②御料線デマンドバス

- ・利用者人数100人／月とする。(令和6補助年度実績：83人／月)
- ・利用者満足度を100%とする。(令和6補助年度実績：100%)

(名寄市地域公共交通計画P31参照)

(2) 事業の効果

名寄市郊外部はバスの乗車人数が少なく、定時定路線型の路線バスでは非効率的な運行となり、本数も限られるため、サービスレベルが低下すると考えられる。また、高齢者はバス停留所までの距離に対して移動負担を感じており、デマンド型交通を導入する事で戸口への細やかなサービス提供を行うとともに、郊外部の交通空白地域を解消し、「買い物」や「通院」等の日常生活に必要不可欠な「地域の交通手段」を提供することができる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体	
<ul style="list-style-type: none"> ・乗降場所の新設、移設等の見直し（名寄市） ・複数の公共交通や路線バスが結節する交通結節点におけるリーフレット・時刻表の設置（名寄市） ・町内会、老人クラブ等での高齢者や免許返納者へ向けたモビリティ・マネジメントを行う（名寄市） 	
（名寄市地域公共交通計画 P33～P36 参照）	
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者	
表 1 を添付。	
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額	
<p>名寄市から運行事業者への委託料については、運行収入見込額及び国庫補助金見込額を運行経費見込額から差し引いた差額分を委託料とし負担することとしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下多寄線 4,950,000 円（見込み） ・御料線 6,668,100 円（見込み） 	
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法	
<ul style="list-style-type: none"> ・利用者数について、数値指標によるモニタリング・評価を実施 ・デマンド交通利用者アンケートを実施し、利用者ニーズの実態を把握 	
7. 別表 1 の補助対象事業の基準木ただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】	
※該当なし	
8. 別表 1 の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】	
※該当なし	
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】	
※該当なし	
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】	
表 5 を添付。	

11. 車両の取得に係る目的・必要性

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

下多寄線を運行するバス車両については、耐用年数5年を大幅に上回る12年が経過しており、また、令和3年3月末における走行距離数が28.6万kmに達するなど老朽化が進んでおり、利用者の安全な輸送を確保するためにワゴン車を1台購入した。

12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標

下多寄線の運行日数を280日以上（令和6年補助年度：264日）

下多寄線の利用者数を1,560人（令和6年補助年度：1,365人）

(2) 事業の効果

下多寄線を維持することにより、地域内に居住する自家用車を所有していない市民の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進や地域活性化にもつながることで当該地域住民の健康寿命の延伸やQOLの向上が図られる。

13. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表6」を添付

なお、地域公共交通確保維持事業によって運行を維持する下多寄路線の車両の取得について、購入費用総額488万円のうち、国庫補助金を差し引いた差額分を名士バス株式会社が負担することとしている。

14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）

【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標

※該当なし

(2) 事業の効果

※該当なし

17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担

額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

- ・令和6年9月12日（令和6年度第4回）
公共交通アンケート調査結果について、専門部会中間報告について、名寄市の公共交通最適化について、A I 活用型オンデマンドバスのると名寄21条許可申請の延長について、名寄市地域公共交通網形成計画の改訂について
- ・令和6年12月5～19日書面開催（令和6年度第5回）
名寄市地域内フィーダー系統確保維持計画の事業評価について
- ・令和7年1月27日（令和6年度第6回）
コミュニティバスの減便について、日進ピヤシリ線の減便・ダイヤ変更について、名寄市地域公共交通計画の素案について
- ・令和7年3月25日書面開催（令和6年度第7回）
名寄市地域公共交通計画の決定について

19. 利用者等の意見の反映状況

毎年利用者に対するアンケート調査を実施し、利用者ニーズを把握している。アンケート調査や地域の声などから、平成31年4月には地域外住民も利用可能となるよう利用範囲の拡大、令和6年2月には対象エリアの拡大、適宜乗降場所の変更などを実施している。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所)	名寄市大通南1丁目1番地
(所 属)	名寄市総合政策部地域課題担当
(氏 名)	伊部 千歩
(電 話)	01654-3-2111 (内線 3339)
(e-mail)	ny-sousei@city.nayoro.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地 営業区域	終点					運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹線 系統等と接続の確保	基準ホで該当 する要件 (別表7のみ)
名寄市	名士バス株式会社	(1) 下多寄	下多寄	名寄市内	名寄駅	往 復 km km	365 日	2,319.0 回		区域運行	①・②(1)	興部線(名士バス)・名寄 線(道北バス)、JR名寄 駅・風連駅に接続する。	③
		(2) 御料	風連日進	風連町内	道の駅な よろ	往 復 km km	365 日	2,555.0 回		区域運行	①・②(1)	風連線(名士バス)・名寄 線(道北バス)、JR風連 駅に接続する。	③
						往 復 km km	日	回					
						往 復 km km	日	回					
						往 復 km km	日	回					

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	名寄市
-------	-----

(単位:人)	
	人 口
人口集中地区以外	9,393
交通不便地域	27,282

交通不便地域等の内訳

人 口	対象地区	根拠法
27,282	名寄市	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
名寄市地域公共交通計画	令和7年4月1日	

(1) 記載要領

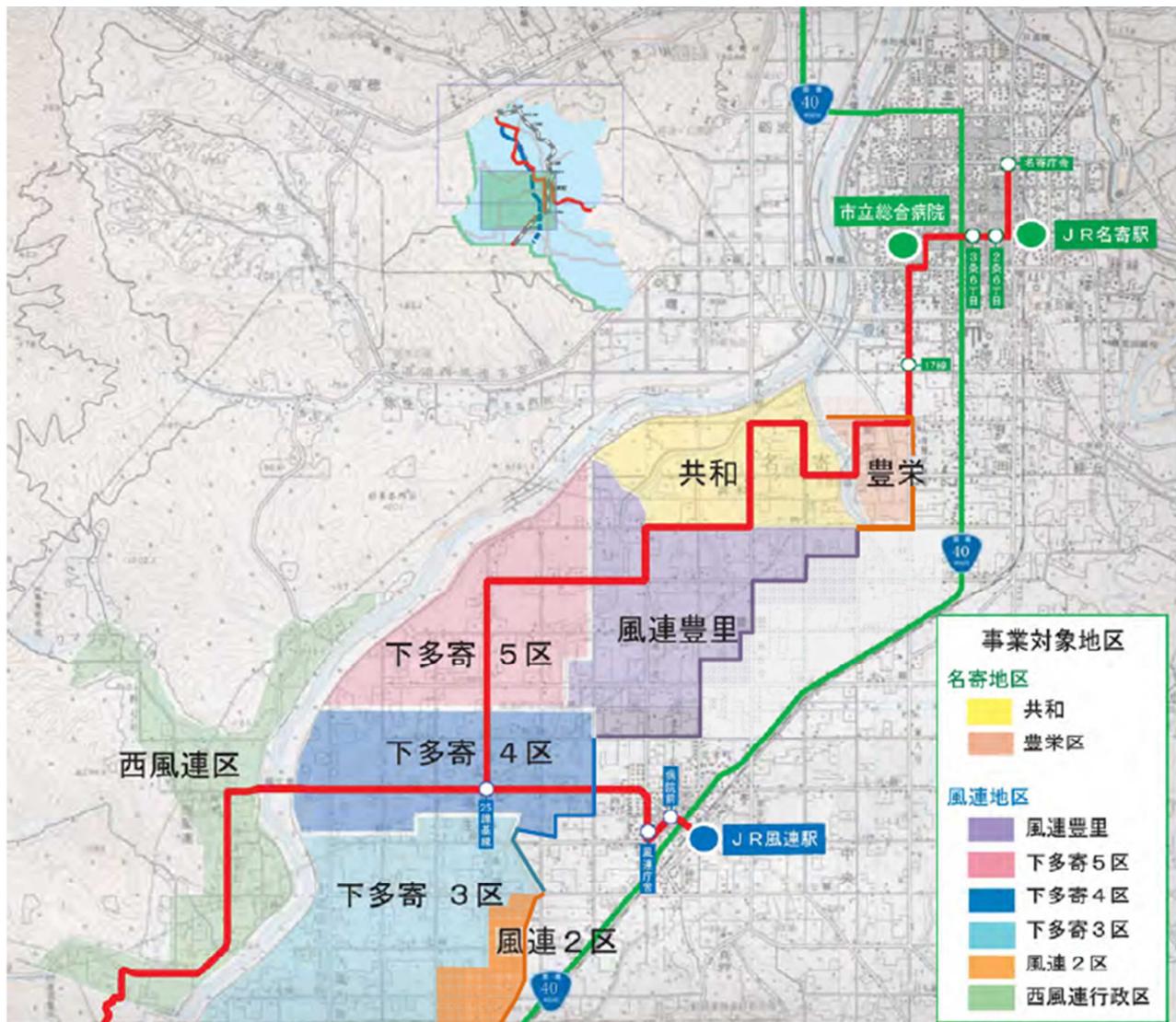
1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）の別表7（ハ②（1））に記載のある過疎地域の人口及び交付要綱別表7（ハ②（2））（実施要領の2.（1）⑪）に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計（重複する場合を除く）を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7（ハ②（1））に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定（乗用）」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、利便増進特例又は運送継続特例を適用する場合に記載すること。

(2) 添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。（ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可）

【表1 添付書類】

運行予定系統図（下多寄）



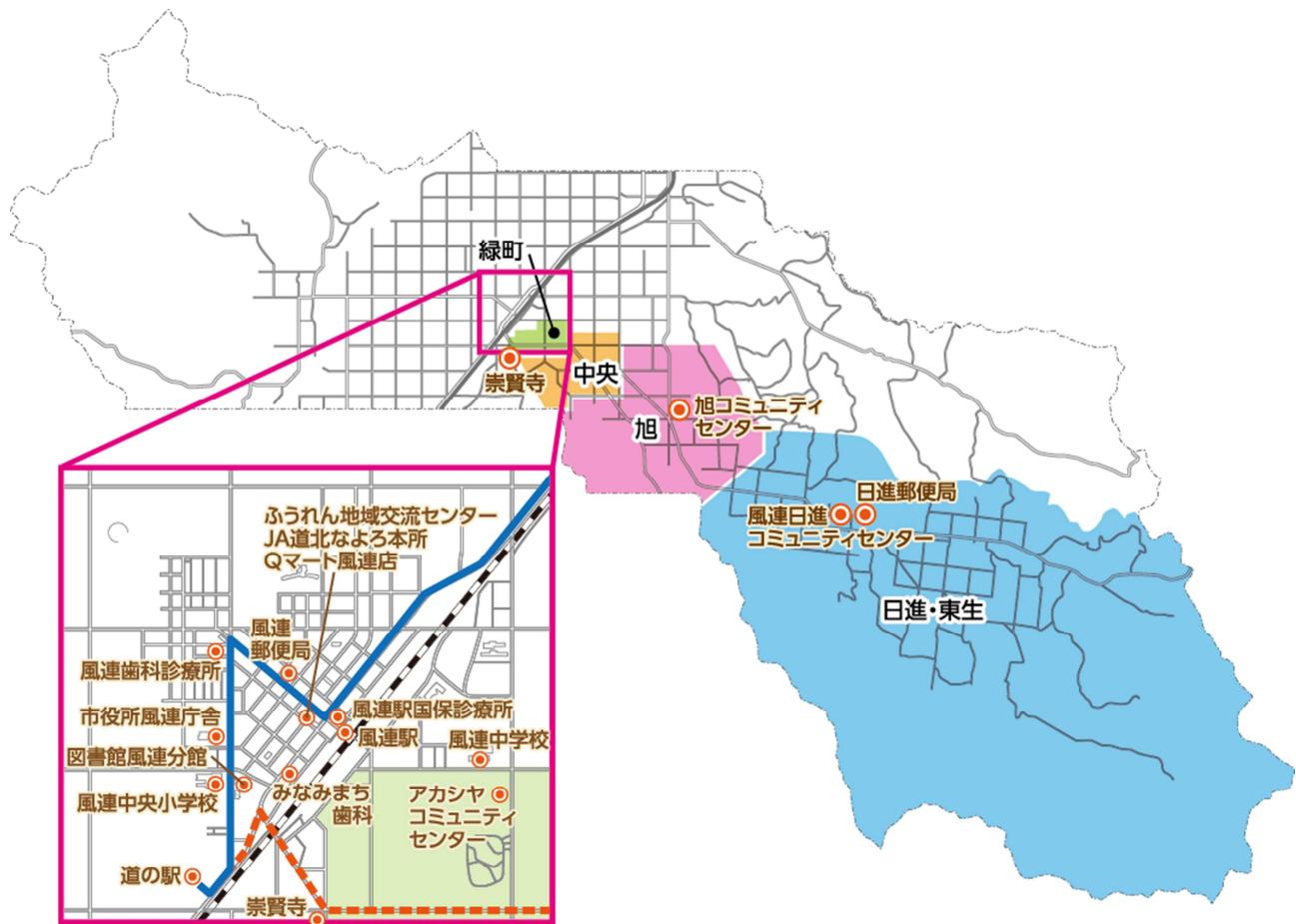
運行系統

各自宅 ⇄ 指定施設

<指定施設一覧>

- JR 名寄駅
- 名寄市立総合病院
- 名寄東病院
- 吉田病院
- 名寄三愛病院
- 名寄中央整形外科
- 片平外科・脳神経外科
- たに内科クリニック
- イオン名寄SC
- 徳田ショッピングセンター
- 西條名寄店
- ラルズマート名寄店
- ファッションプラザ山田
- 名寄市役所名寄庁舎
- 市立名寄図書館
- 名寄市北国博物館
- 市民文化センター
- 名寄郵便局
- 名寄公共職業安定所
- 名寄市総合福祉センター
- 名寄高等学校
- 産業高等学校光陵キャンパス
- 西2条6丁目
- 西3条6丁目
- JA道北なよろ名寄支所
- JR風連駅
- 風連国民健康保険診療所
- 道の駅もち米の里☆なよろ
- 名寄市役所風連庁舎
- 風連歴史民俗資料館
- 風連郵便局
- 瑞生コミュニティセンター
- 風連中学校
- ふうれん地域交流センター
- 下多寄小学校
- 風連歯科診療所
- みなみまち歯科
- なよろ眼科
- まつき歯科医院

【表1 添付書類】 運行予定系統図（御料）



＜乗降指定場所＞

- J R 風連駅
 - 風連国民健康保険診療所
 - 道の駅もち米の里☆なよろ
 - 名寄市役所風連庁舎
 - 図書館風連分館
 - 風連郵便局
 - 風連中央小学校
 - 風連中学校
 - ふうれん地域交流センター
 - 風連歯科診療所
 - みなみまち歯科
 - Q マート風連店
 - JA 道北なよろ
 - 崇賢寺
 - 日進コミュニティセンター
 - 旭コミュニティセンター
 - 日進郵便局
 - まつき歯科医院
 - アカシヤコミュニティセンター

表6 車両の取得計画の概要(車両減価償却費等補助)(地域内フィーダー系統)

市区町村名	バス事業者等名	申請番号	運行の用に供する補助対象系統名(申請番号)	補助対象車両の種別			乗車定員	購入年月	利便増進特例措置	運送継続特例措置	購入等の種別
				イ	ロ	ハ					
名寄市	名士バス株式会社	1	(1) 下多寄	小型車両			14	令和3年10月			一括
		2	()								
		3	()								
		4	()								
		5	()								

(注)

- 「補助対象車両の種別」については、イ欄にノンステップ型、ワンステップ型、小型車両又はプティバスの別を、ロ欄にスロープ付き又はリフト付きの別を、ハ欄に標準仕様(ノンステップバス認定要領(平成22年6月4日付け国自技第49号又は平成27年7月2日付け国自技第75号)に基づく認定を受けたもの)又は非標準仕様の別を記載すること。
- 「乗車定員」については、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人あたりの専有面積0.14平方メートルで除した数とする(道路運送車両保安基準第24条、第53条)。
- 「購入年月」については、初年度の場合は購入予定年月を記載すること。
- 「利便増進特例措置」又は「運送継続特例措置」については、地域公共交通利便増進計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けた補助対象系統の運行の用に供する場合のみ「○」を記載すること。
- 「購入等の種別」については、一括、割賦又はリースの別を記載すること。



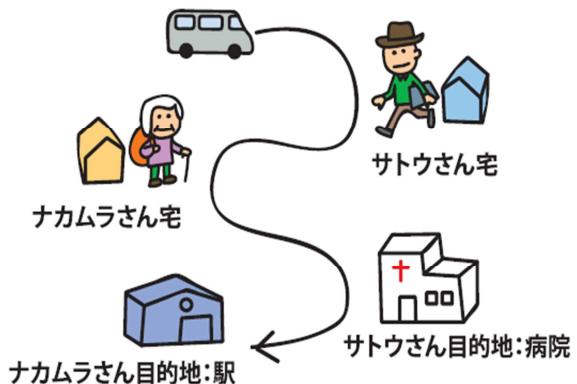
デマンドバス下多寄線

通院・通学・買い物に便利

名寄市では、住民の皆さまの生活交通の利便性をより高めるため、あらかじめお電話などでご予約いただいた対象エリアの方々を、乗合方式で自宅から順番に、それぞれの指定場所まで送迎する「デマンドバス」が運行しています。

「デマンドバス」とは？

- デマンドバス対象エリア内では、決まった場所を走る従来のバスのような停留所ではなく、タクシーのように指定場所から目的地を決められます。
- タクシーのようにご自宅まで行きますが、バスのように複数の人が乗ります。そのため、タクシーより低料金で利用できます。



■市街地の乗降指定場所■

【名寄地区】

駅	●JR 名寄駅
病院	●名寄市立総合病院 ●名寄東病院 ●吉田病院 ●名寄三愛病院 ●名寄中央整形外科 ●片平外科・脳神経外科 ●たに内科クリニック ●なよろ眼科
学校	●名寄高等学校 ●名寄産業高等学校 光凌キャンパス
ほか	●西2条南6丁目 ●西3条南6丁目

公共施設等	●名寄市役所名寄庁舎 ●市立図書館名寄本館 ●名寄市北国博物館 ●名寄市総合福祉センター ●名寄市民文化センター ●名寄公共職業安定所 ●名寄郵便局 ●JA 道北なよろ名寄支所
商業施設	●イオン名寄 ショッピングセンター ●徳田 ショッピングセンター ●西條名寄店 ●ラルズマート名寄店 ●ファッショングラザ山田

【風連地区】

駅	●JR 風連駅
病院	●風連国民健康保険診療所 ●風連歯科診療所 ●みなみまち歯科医院 ●まつき歯科医院
学校	●風連中学校 ●下多寄小学校（旧）

■利用対象エリア■

【名寄地区】

共和 豊栄区

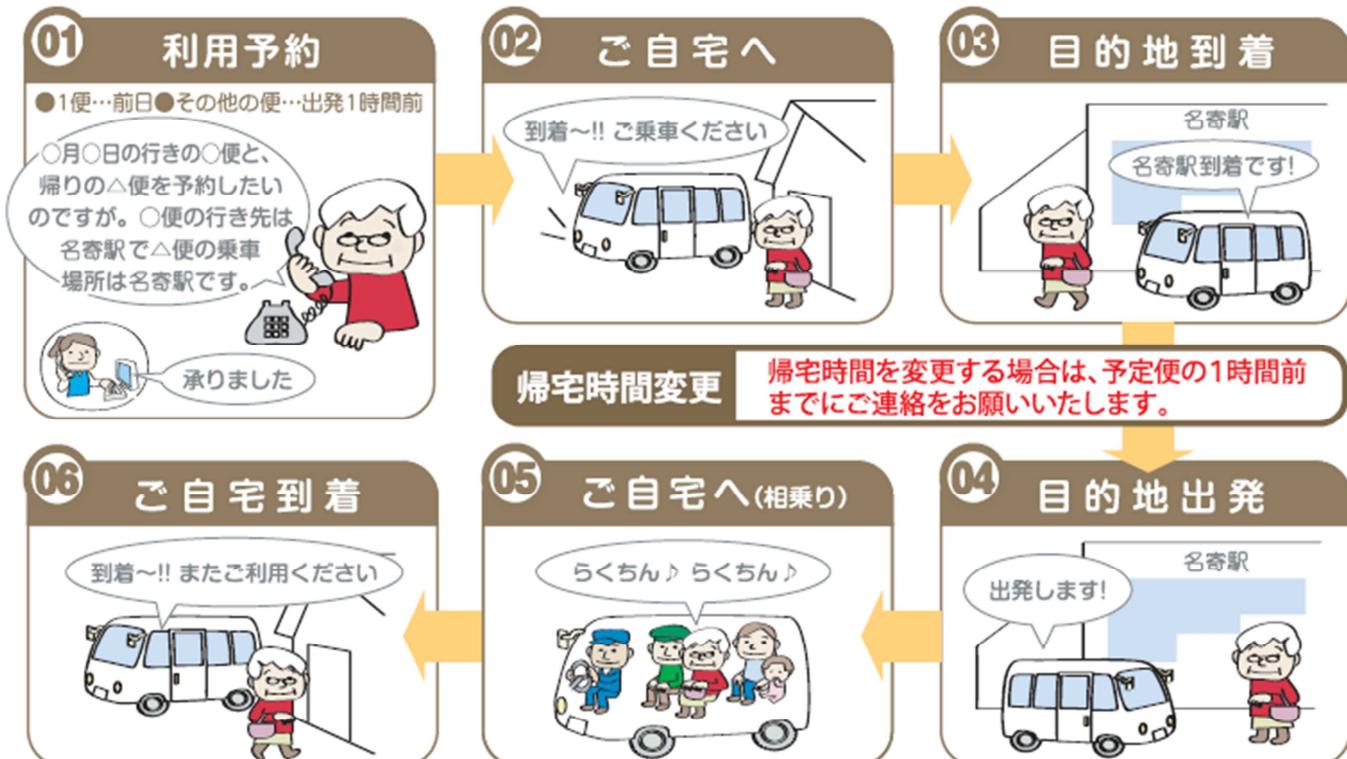
【風連地区】

風連豊里 下多寄5区
下多寄4区 下多寄3区
風連2区 西風連行政区

対象エリア



○ご利用の流れ 事前予約が必要です



○運行時間

予約について 平日土曜→1便は前日まで、他の便は出発1時間前まで
日 祝 日→全ての便 3日前の 15時まで

往 路	1 便	2 便	3 便	4 便
自宅 → 指定場所	7:30～8:15	8:45～9:30	10:00～10:45	13:15～14:00

復 路	5 便	6 便	7 便	8 便	9 便
指定場所 → 自宅	11:00～11:45	12:15～13:00	14:15～15:00	15:30～16:15	17:30～18:15

○利用料金

大人1名

※1歳未満の乳児は無料 ※高校生以下は料金半額 ※身障者手帳
(1種・2種)、療育手帳(1種・2種)、及び精神障害者保健福祉手帳をお持ちでバス運賃割引証明書を提示された方は、料金半額。

	風連 2区	下多寄 3区	下多寄 4区	下多寄 5区	風連 豊里	西風連	共和	豊栄
風連地区まで	300円	300円	300円	300円	300円	400円	400円	500円
名寄地区まで	600円	700円	700円	600円	500円	800円	400円	300円

●ご予約はこちら ※早朝の予約はお控えください
電話 01654-2-4151 FAX 01654-3-3891

- お電話の際は、「デマンドバスを利用」と告げてください。
- 予約後、ご自宅や乗降指定場所でバスの到着をお待ちください。
- 予約のキャンセル、変更をするときは、上記へすみやかに連絡をお願いします。

デマンド交通へのお問い合わせは、名寄市総合政策部総合政策課 電話 01654-3-2111

【R6.10.1 現在】

利用方法

時間を変更したい時は、予定時間の30分前までに連絡をお願いします。



ご予約はこちら

名士バス株式会社

電話またはファクシミリでお申込み後、ご自宅で到着をお待ちください。

●予約受付時間／7:50～18:30

●平日・土／1便は前日18:30まで、他の便は出発1時間前まで

●日祝日／全ての便3日前の15:00まで

※帰りの利用便についても、予約申込をしてください。

01654-2-4151

予約のキャンセルや変更のときは、直ちにご連絡をお願いいたします

01654-3-3891

デマンドバスの 運行開始!

平成
30年

10月1日(月)より

現在、名寄駅から風連日進地区まで運行している路線バス「風連御料線」は、風連市街地～風連日進地区間は利用者が少ない状況です。この状況を受け、平成29年12月～平成30年1月末までの2ヶ月間において、利用者が少ないエリアでのデマンドバスの実証運行を実施し、デマンドバスによるサービス向上や利用者数増加を確認することができました。

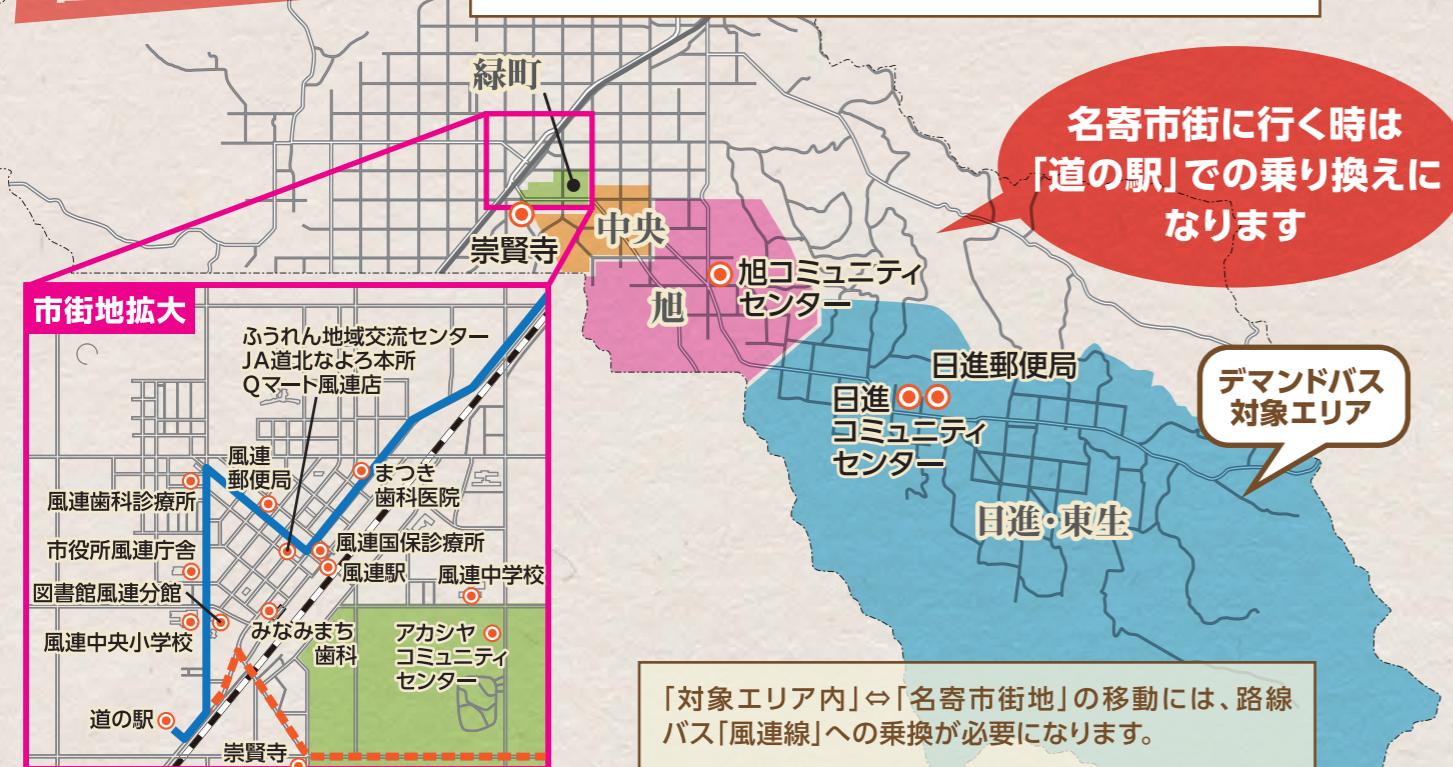
このことから、路線バス「風連御料線」は、平成30年9月30日をもって廃止し、平成30年10月1日以降は、電話で予約いただき、自宅から指定された施設まで運行する「デマンドバス」に切り替わります。

デマンドバス
とは

デマンドバスとは、事前にお電話にて予約をしていただくことで、ご自宅から目的地まで送迎する、利便性の高い公共交通です。路線バスと同様に、1台の車両に他の利用者と「相乗り」していただくことで効率的な運行を行い、運賃を安価に設定しています。



運行エリア



○乗降指定場所一覧

- ◆風連駅
- ◆風連国保診療所
- ◆風連中学校
- ◆風連中央小学校
- ◆みなみまち歯科
- ◆まつき歯科医院
- ◆風連歯科診療所
- ◆風連郵便局
- ◆ふうれん地域交流センター
- ◆JA道北なよろ本所

- ◆Qマート風連店
- ◆市役所風連庁舎
- ◆図書館風連分館
- ◆道の駅
- ◆アカシヤコミュニケーションセンター
- ◆旭コミュニティセンター
- ◆日進コミュニケーションセンター
- ◆日進郵便局
- ◆崇賢寺

料 金

●デマンドバス料金表

	日進・東生	旭	中央	緑町
対象エリア内の移動	200円 (高校生以下:100円)	200円 (高校生以下:100円)	200円 (高校生以下:100円)	200円 (高校生以下:100円)
風連市街地までの移動	400円 (高校生以下:200円)	300円 (高校生以下:150円)	250円 (高校生以下:130円)	200円 (高校生以下:100円)

●風連線 料金表

名寄駅前	150円	150円	150円	170円	170円	340円	340円
西3条南6丁目	150円	150円	170円	170円	170円	340円	340円
市立病院	150円	170円	170円	340円	340円		
17線	150円	150円	340円	340円			
名寄高校前	150円	280円	280円				
19線	280円	280円					
風連駅前		150円					
道の駅							

※1歳未満の乳児については無料となります。

※高校生以下は利用料金の半額となります。

※身体障がい者手帳(1種・2種)、療育手帳(1種・2種)、及び精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方でバス運賃割引証明書の提示があった場合は、利用料金が半額となります。

運行時間

●デマンドバス

対象エリア内⇒風連市街地(○乗降指定場所)

往路	運行時間帯	往路	運行時間帯
1便	7:20~8:00	4便	13:50~14:30
2便	9:40~10:20	5便	16:30~17:10
3便	12:00~12:40		

風連市街地(○乗降指定場所)⇒対象エリア内

復路	運行時間帯	復路	運行時間帯
6便	9:00~9:40	9便	15:50~16:30
7便	11:20~12:00	10便	17:40~18:20
8便	13:10~13:50		

●風連線

名寄→風連→道の駅

停留所名	1便	2便	3便	4便	5便
名寄駅前	8:50	11:10	13:00	15:40	17:30
西3条南6丁目	8:52	11:12	13:02	15:42	17:32
市立病院	8:53	11:13	13:03	15:43	17:33
17線(ショッピングセンター入口)	8:57	11:17	13:07	15:47	17:37
名寄高校前	8:59	11:19	13:09	15:49	17:39
19線(ベストホーム)	9:01	11:21	13:11	15:51	17:41
風連駅前	9:10	11:30	13:20	16:00	17:50
道の駅	9:13	11:33	13:23	16:03	17:53

道の駅→風連→名寄

停留所名	1便	2便	3便	4便	5便
道の駅	7:52	10:12	12:32	14:22	17:02
風連駅前	7:55	10:15	12:35	14:25	17:05
19線(ベストホーム)	8:02	10:22	12:42	14:32	17:12
名寄高校前	8:04	10:24	12:44	14:34	17:14
17線(ショッピングセンター入口)	8:06	10:26	12:46	14:36	17:16
市立病院	8:10	10:30	12:50	14:40	17:20
西3条南6丁目	8:11	10:31	12:51	14:41	17:21
名寄駅前	8:15	10:35	12:55	14:45	17:25

乗継割引

デマンドバス利用者が風連線に乗り換えて名寄地区に向かう場合(往路)、もしくは名寄地区から風連線を利用しその後デマンドバスを利用する場合(復路)、デマンドバスの利用料金について150円の割引を行います。

※名寄方面に向かう場合は、予約時に乗継の有無をお伝えください。

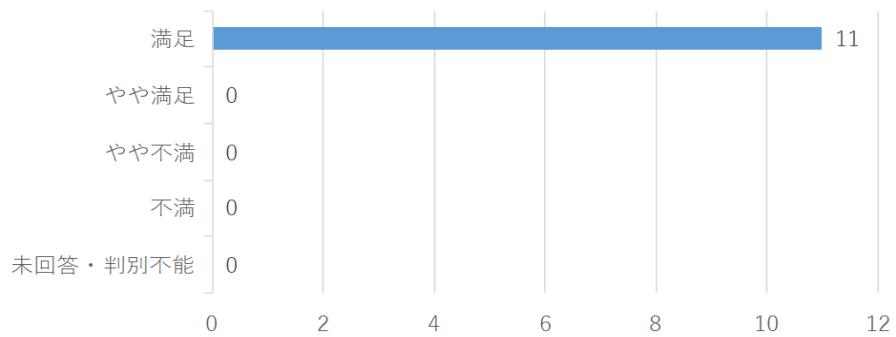
※名寄方面から日進方面に向かう場合、風連線の運転手から「乗車証明書」をお受け取りください。

【例】日進地区にお住まいの方が名寄駅まで行く場合

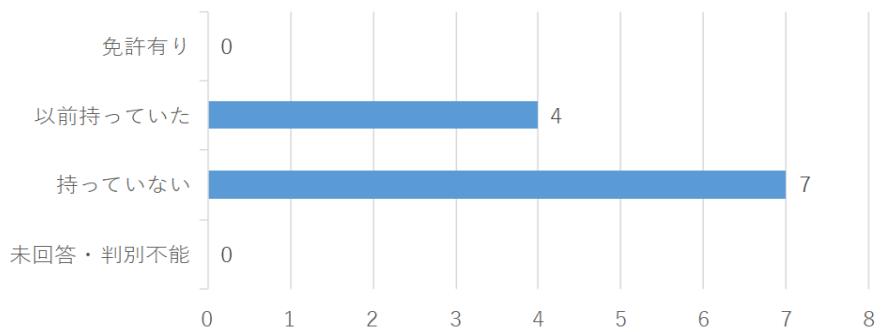


下多寄線デマンドバスアンケート結果 (全11件の回答)

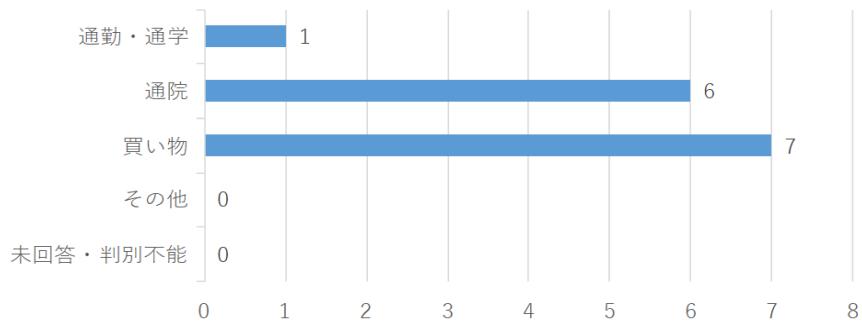
満足度について



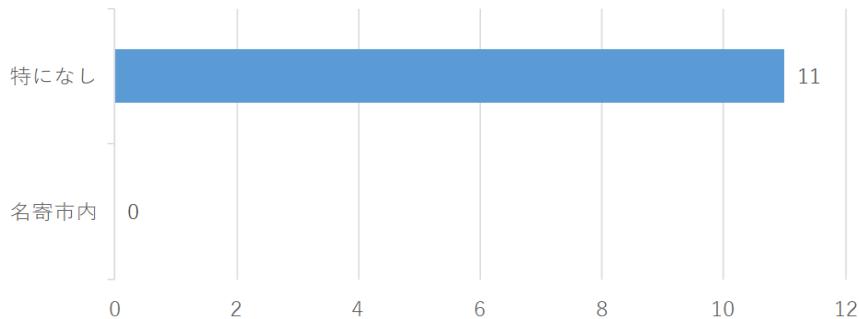
運転免許について



主な利用目的について ※複数回答可

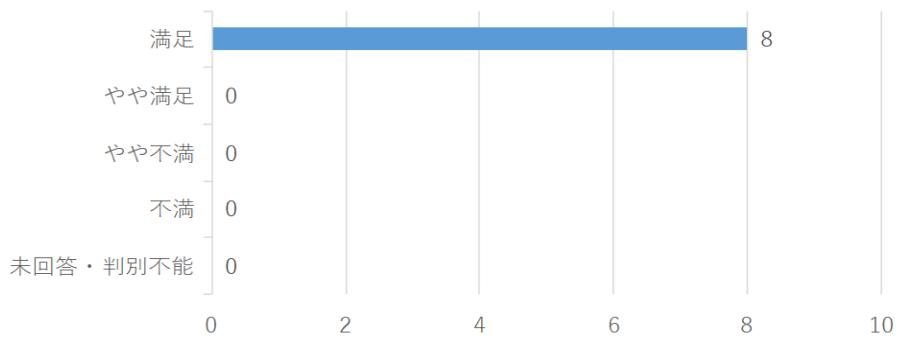


新たに乗降所の設置を希望する施設

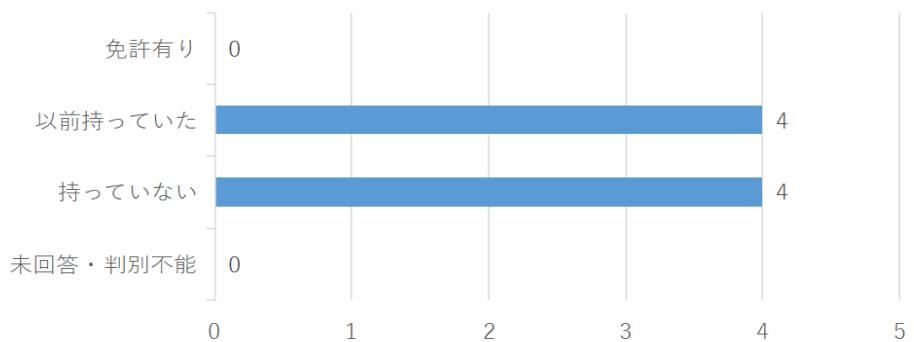


御料線デマンドバスアンケート結果 (全8件の回答)

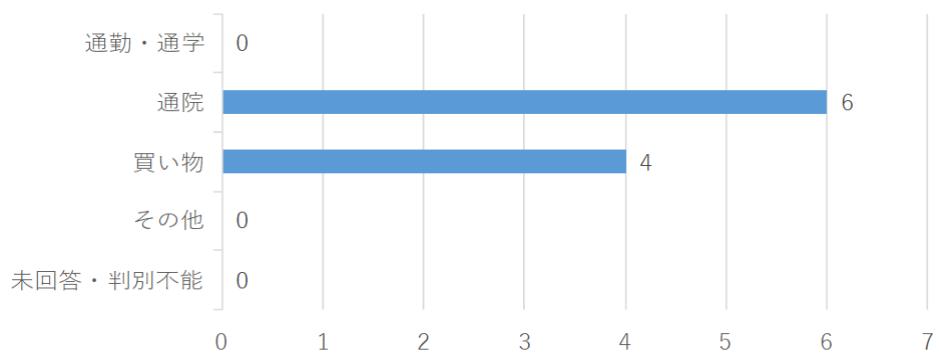
満足度について



運転免許について



主な利用目的について ※複数回答可



新たに乗降所の設置を希望する施設

